

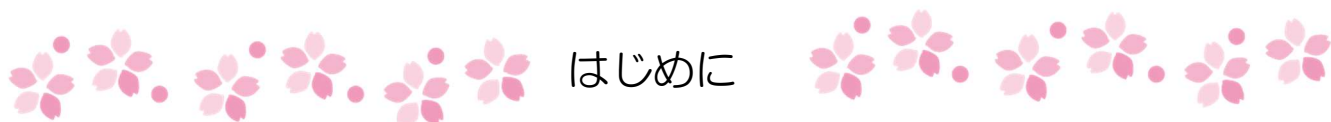
入園のご案内



社会福祉法人 徳和会
桜ヶ丘保育園

☆ 目次 ☆

1. はじめに	2
2. 保育理念・方針	2
3. I 施設概要	3
4. II 保険について	4
5. III 緊急時・災害時の対応について	4
6. IV 相談等の対応について	5
7. V 虐待防止対応について	5
6. VI 保育料	6
7. VII 子育てに関する考え方	7～8
8. 保育園の一日	9
9. 年間行事	10
10. VIII 園での生活ルール	11～17
11. 医師が意見書を記入することが考えられる感染症	18
12. 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症	19

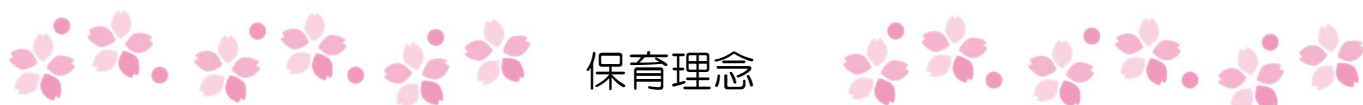


はじめに

令和4年3月1日に春日市桜ヶ丘に“特別養護老人ホーム桜ヶ丘”を開設させていただきました。協力病院である福岡徳洲会病院と近い立地で施設運営できることにより“医療と福祉の密な連携”を図ることのできる施設です。当施設の4Fに届出保育事業所を併設し安心して働きやすい職場づくりにも取り組んでおります。

今後とも皆様のご指導ご鞭撻いただけますよう宜しくお願い致します。

園長 向 雅彦



保育理念

笑顔で明るく
元気な子

強く・たくましく
生きる力のある子

古きよきものを大切に、
優しさ・慈しみ・
思いやりのある子



保育方針

- ① 明るく・笑顔でのびのびと過ごし、毎日保育園に行きたいと思えるような楽しい空間をつくります。
- ② 基本的生活習慣の定着だけでなく、礼儀作法が身につく保育を行います。
- ③ 思いやり・目配り・気配り・心配りのできる子に育てます。
- ④ 好きなことだけでなく、苦手なこともやってみようとする心（チャレンジ精神）を育てます。
- ⑤ 子どもの個々の成長に合わせて、能力を伸ばし、多くのことが経験できるような環境をつくります。
- ⑥ 人との繋がりを大切にできる子を育てます。
- ⑦ 世代間交流の中で、伝統的な遊びなどをし、高齢者の方と過ごす楽しさを感じられるようにします。



I. 園の概要

(1) 所在地

〒816-0872 福岡県春日市桜ヶ丘 4 丁目 28 番 1 号
特別養護老人ホーム 桜ヶ丘 4 階
TEL : 092-586-6024 / FAX : 092-586-6812

(2) 設置者

社会福祉法人 徳和会
〒811-1343 福岡県福岡市南区和田 4 丁目 16 番 1 号

(3) 管理者

社会福祉法人 徳和会 桜ヶ丘
〒816-0872 福岡県春日市桜ヶ丘 4 丁目 28 番 1
理事長 村松 和彦
園長 向 雅彦

(4) 開園年月日 令和 4 年 12 月 19 日

(5) 施設 鉄筋コンクリート造 283.942 m² 乳児室・保育室・調乳室・トイレ・その他

(6) 利用対象者

徳和会に勤務する職員
生後 2 ヶ月～就学前までのお子様

(7) 保育時間

月曜日～金曜日 8:00～17:00 (18:00 まで延長可)
※ 土曜日は要相談
休園: 土・日・祝、年末年始(12/29～1/4)

(8) 定員

最大 10 名 ※令和 4 年 12 月 19 日現在

(9) 職員

常時: 保育士 2～3 名
保育児童数・年齢に応じたシフトにより、職員を増減します。

Ⅱ．保険について

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

《保険の種類》・・・ほいくのお守り（介護保険・社会福祉事業者総合保険）

※詳しくは、別紙 保険の同意書をご覧ください。

Ⅲ．緊急時の対応

（１）緊急連絡対応

園で万が一お子様がケガをした場合、お子様に病気の症状など体調の変化が見られた場合は、ご提出いただいた『緊急連絡先』にご連絡し、必要な救急処置を行います。医師による治療が必要と判断した場合には、保護者の方に承諾を得た後、囑託医・かかりつけ医、または救急病院へ連絡・受診するなど、園児の身の安全を最優先とし、必要な処置をとらせて頂きます。

（２）囑託医

福岡徳洲会病院

〒816-0864 福岡県春日市須玖北 4 丁目 5 番地

TEL：092-573-6622

（３）警察署

春日警察署 〒816-8511 福岡県春日市原町 3 丁目 1 番 21

（共通）110 TEL:092-580-0110

（４）消防署

春日・那珂川・大野城消防署 〒816-0814 福岡県春日市春日 2 丁目 2 番地 1

（共通）119 TEL：092-584-1191

（５）非常災害時対応

防災・避難訓練は毎月 1 回行い、日頃からどのような動きを取るかを話し合い、消火器・火災報知器・非常口等の設置場所や使用方法を把握するように務めてまいります。保護者の方には、オンラインの方法で緊急時は連絡させていただきます。また災害警報発令時には以下の避難場所へ避難します。

（地震・火災時）

①第一避難場所…保育園の園庭

②第二避難場所…施設内駐車場 ※津波の時には、施設内ホールになります。

Ⅳ. 苦情受受付先

桜ヶ丘保育園では、保護者様またその他の方々より相談・苦情に適切に対応する体制を整えております。桜ヶ丘保育園におけるご相談・苦情については、解決責任者、受付担当者、相談・苦情対応委員会及び第三者委員会を置き保護者様、その他の方々からの相談・苦情に対応いたします。

(1) 当園における相談・苦情の受付

- 相談苦情解決責任者 園 長 向 雅彦
- 相談苦情受付解決担当者 保育士 松尾 陽子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時00分～17時00分

(2) 相談・苦情受付の流れ

- ・ 相談・苦情がある場合は、受付事務所が窓口となり、電話及び書面などにより随時受付を致します。
- ・ 受け付けられた相談・苦情は受付担当者が相談・苦情を受け付後、解決責任者及び第三者委員会へ報告された後、申出人に対して受けた旨を通知いたします。

Ⅴ. 虐待防止について

児童虐待への取り組みとして定期的な研修参加及び虐待の防止に関するマニュアル・チェックシートを作成しています。

◆ 福岡県福岡児童相談所 092-586-0023

月曜日～金曜日 8：30～17：15（土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を除く）

※開所時間以外の休日や夜間等は、電話による相談通告の受付

◆ 春日市子育て支援課(いきいきプラザ1階) 092-584-1015

月～金 8：30～17：15（年末年始祝日を除く）

◆ 児童相談所全国共通ダイヤル（共通）189

児童虐待防止法第5条において、児童福祉施設等の職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めなければならない旨が規定されており、同法第6条には、虐待を受けている児童を発見した者に通告義務がある旨が規定されています

VI. 保 育 料 ※令和7年4月1日時点

(1) 料金プラン

○ 月極保育

☆ 入園時契約金 8,000 円 ※入園時のみかかります。

	月額保育料	延長料金 (18:30以降)	教材費
0~2 歳児	42,000 円	500 円/時間	500 円/月
3歳以上児	37,000 円		

※ 延長料金の中には、夕方のおやつ代も含まれます。

※ 教材費は、毎月食育等になります。

※ 園児の年齢は、4月1日の時点での年齢で1年間の保育料を決定させていただきます。

○ 給食費（1日ごと）

離乳食			普通食
初期	中期	後期・完了	
180 円	250 円	300 円	400 円

※ 一時保育の方も同じように請求いたします。

○ 一時保育

基本保育料	行事費
500 円/時間	100 円/日

※ 教材費は、一時保育当日に食育イベントなどがあった時に請求となります。

(2) 保育料の支払い方法

- ① 前月の保育料は、毎月10日までに保護者に請求書を作成いたします。当月25日までに事業者へ、口座振込又は口座引落（手数料は保護者様負担）の方法で支払いをお願いします。
- ② 当月の給食費は、保育料と同日に請求書を作成いたします。当月25日までに事業者へ、口座振込又は口座引落（手数料は保護者様負担）の方法で支払いをお願いします。
- ③ 退園する場合は、保育料の支払い期日及び明細を当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ口座振替又は銀行振込方法で支払いをお願いします。
- ④ 保育料の領収証などが必要な場合は、お申しつけください。

Ⅶ. 子育てに関する考え方

(1) 日々の保育について

現代社会において、核家族化が進む中子どもたちが高齢者と過ごす機会も少なくなっているように感じます。高齢者（おじいちゃん・おばあちゃん）と関わることで、昔ながらの遊びや伝統、礼儀作法や他人を労わる気持ちなど様々なことを学び・感じる事ができると思っております。

桜ヶ丘保育園では、特別養護老人ホームも併設されている特色を活かし、子どもたちと高齢者の方々と関われる機会を多く取り入れています。高齢者の方々と一緒に様々な行事や日々の活動を楽しむことで、目上の方を労り、慈しみ、思いやる心の育成や古きよきものを高齢者の方から学び、人と関わることの楽しさなどを感じられる保育をしています。

また外遊びを多く取り入れることで、決まったおもちゃで遊ぶ事だけでなく、自分で新しい遊びを生み出す楽しさや、のびのびと体をたくさん使って遊ぶ楽しさやお散歩などで花や虫などに親しみ、日本の四季を感じつつ、自然と触れ合う楽しさを味わえるようにしていきます。

保育理念や方針で掲げたように、桜ヶ丘保育園の特色を活かし、集団生活の中で多くのことを学び、少しでも子どもたちの経験や成長に繋がるような保育を日々目指していきたいと思えます。

(2) 事故や怪我について

私たちは、大切なお子様に不用意な事故や怪我がないよう、安全管理には充分に気をつけて日々の保育に当たっております。しかしながら、集団保育の現場ではどうしても避ける事の出来ないアクシデントがある事ご理解下さい。子ども達を活発に遊ばせる事は大切な事です。その遊びのなかで、瞬間的なアクシデントや子供同士でのぶつかり合い等は、どうしても避けられない場面があります。

勿論、それが大きな事故に繋がるような事は決してあってはなりません、ちょっとした擦り傷やたんこぶで終わるような事については、事故では無く、「幼児期に経験するべき必須の体験教育」だと考えています。

子どもなりに小さなアクシデントや怪我を経験する事によって、今後起こりうるもっと大きな危険などにも適応したり、回避できる力を身につけていっているのです。必要な失敗経験もせず大人になれば、そこでは幼少期とは比べ物にならない程の様々な環境に適応できなくなります。親としてご心配だとは思いますが、小さなアクシデントや怪我・・・これは正に『今、必要な体験』だご理解くださいますようお願い申し上げます。

(3) 子どもの噛みつきについて

子ども同士のかかわりの中で、思い通りにいかないことに苛立ち、噛みつきが起きる場合があります。そういったときに、噛んだ側の保護者から「うちの子、噛み癖があるので」という発言を耳にしますが、そもそも「噛む」という行為は決して癖ではありません。明らかにしつけの問題だと考えております。思い通りにいかなかったときに、思い通りにいかないことに対する苛立ちとわがままで噛むという行為に走ります。

子どもには、日ごろから全てが思い通りに行くわけではない、我慢すべき時には我慢するという事を教えていくことが大切だと思います。もちろん月齢、年齢の低い時期には言葉で理解をすることは出来ませんが、常に行動の中で我慢すべき時を教え続ける必要があります。最近、子どもに我慢をさせない、無理強いをしない、自由にさせる、それが自主性を育てる、という考えを耳にしますが、「我慢すべき時は我慢をする」というしつけは人間として生きる上で必ず身につけていかなければならないことだと思っています。残念ながらそういったしつけをしていないご家庭も多いように感じます。

私たちは被害者を作らないと同時に、加害者も作りたくありません。

噛みつきが起きたら子どもが謝り、保護者も謝ることになります。

もちろん、園で起きた事故については当然ながら管理責任として当園でお詫びをすることは心構えております。しかしながら、集合保育の現場では、何秒かの目を離す瞬間に起きてしまうものです。だからこそ、子育ての中でのしつけが何よりも重要だと考えます。当然ながら、当園でもしつけは行いますが、やはりしつけはご家庭のしつけが基本となります。特に噛みつきについては当園でも厳しく怒り、絶対にやってはいけないこととしつけますので、保護者も同様に、日ごろから厳しくしつけることを心掛けていただきたいと思います。小さい頃からいいことはいいと教え、悪いことは悪いことだと教えることからしつけは始まると考えております。

子どもといえども噛むという行為、歯を持った子供が顎の力で噛むという行為、これは、大事故につながります。動物も噛むという事を一番の凶器としております。これをご理解いただき、人間である以上、あたりまえの道徳を身につけるよう幼少期から教えていただきたくお願い申し上げます。





保育園の一日



時間	0～2歳児のお子様の活動	3歳児以上のお子様の活動	
7：30～	順次登園 健康観察 自由遊び 順次排泄 水分補給	順次登園 健康観察 自由遊び 順次排泄 水分補給	
9：30	朝おやつ		
10：00	朝のお集まり		
10：15	年齢別カリキュラム （戸外あそび・室内あそび・製作など） 順次排泄 水分補給		
11：45	ミルク・離乳食・給食		
12：30	午睡 ※3歳児以上で午睡をしないお子様は、学習や自由遊びなどをします。		
15：00	起床 排泄 昼おやつ		
15：45	帰りのお集まり		
16：00	さくらんぼリズムあそび 指先遊び		
16：30	自由遊び 順次降園		
18：00	夕方おやつ ※18：30以降のお預かりのお子様には捕食をご用意させていただきます。		

乳児期の保育は、個人の生活リズムに合わせた保育となります。

乳児期の園児については未熟で個人差もあり、病気に対する抵抗力も弱いので、一人ひとりの生活（食事・午睡・排泄・遊び）を十分考慮し、それぞれの発達にあった保育を行っています。

子ども達が興味をもったものを少しずつ与え、一人ひとりの成長に合わせて保育にあたります。新入園児については、ご家庭での生活から、少しずつ友達と楽しみながら保育園の生活リズムに慣れる事ができるようにしています。



年間行事

月	行事内容
毎月	お誕生日会・発育測定・避難訓練
4月	入園式・新級式
5月	こどもの日・母の日・春の遠足
6月	父の日・虫歯予防デー・水遊び
7月	七夕・夏祭り
8月	水遊び納め
9月	敬老の日
10月	運動会・ハロウィン
11月	七五三・作品展
12月	クリスマス会
1月	お正月遊び・鏡開き
2月	節分
3月	ひな祭り・お別れ遠足・卒園式



Ⅷ. 園での生活ルールについて

1. 園での食事について

～食事について～

- ◆ 給食は、委託業者が施設内で調理したものを提供となります。
- ◆ 給食費の請求については、月極保育料と一時保育料と合わせて請求させていただきます。
- ◆ 給食の追加・キャンセルは、当日8時までに保育園へご連絡をお願いいたします。
当日朝8時以降は給食の追加・キャンセル等に対応が出来ません。
- ◆ 一時保育の方でキャンセル・追加は当日朝8時までに保育園へご連絡をお願いいたします。

(1) 昼食について

- ① 原則、園で給食を注文いただきます。
- ② 家庭からの持ち込み不可になります。
- ③ 園での給食のご提供ができない時（緊急時）のみ、家庭からの持ち込みをお願いすることがある可能性があります。

(2) おやつについて

- ① 9:30頃～(0～2歳児)/15:00 頃～(全園児)をおやつの時間とします。
- ② 原則、家庭からの持ち込みは不可になります。
- ③ 毎月月末には、給食献立表を配布します。

(3) 夕方のおやつについて

- ① 午後6時15分になりましたら、18時30分以降お預かりのお子様へ家庭での夕食の繋ぎとして乾菓子を提供します。
- ② 夕方のおやつは、18時30分以降の延長保育をご希望の方は延長料金に含まれています。
- ③ 18時30分以降お迎え以外の方も、夕方のおやつのご提供を希望の方は、園にご相談ください。

(4) 離乳食について

- ① 『離乳食食材表』を保護者の方にご記入・ご提出頂きます。
ご提出頂いた『離乳食食材表』を元に、保護者の方と給食委託業者の担当者と保育責任者の3者で面談を行い、お子様の離乳食の形態を決定させて頂きたいと思っております。
面談時間は、30分です。※面談時に再度、詳しくご説明をさせていただきます。
- ② 『離乳食食材表』に記載されているものは、規定の時期までにご家庭でお子様にご提供ください。お子様の体調や機嫌に配慮し無理のないように進めて下さい。

(5) ミルクについて

- ① ミルクは、ご家庭でお使いのミルクをお持ちください。ミルク缶でのお預かりはできません。
- ② 粉ミルクの方は、一回分ずつミルカーなどにわけてお持ちください。
- ③ キューブや粉ミルクの小袋（100ML）の方は、そのままお持ちいただいても構いません。

※ 登園時に必ず、一回分のミルクの分量を保育スタッフにお伝えをお願いします。

2、健康について

(1) 毎日の健康管理

- ① 登園前には必ず検温をし、連絡帳へ記入してください。
- ② 体調が悪い時は無理をせずに医師の指示に従って下さい。
- ③ 風邪の症状があっても平熱であれば保育させていただきますが、保育中に体温が37.5度以上になれば一度ご連絡させていただきます。

(2) 定期健診等

児童福祉法に基づき、入園前と年に2回の健康状態の確認が必要となっています。

保健所での定期健診、又は病院にて健診を受けて頂くようお願い致します。

入園前

4ヶ月以内に健康診断を受けていないお子様は、病院または保健所にて保育園入園前の健康診断を受けて下さい。診断書、又は当園指定の診断用紙をご提出下さい。

入園後

- ① 半年に一度、病院または保健所で健康診断を受けて頂き、診断書又は当園指定の診断用紙をご提出下さい。

※ 健診料については保護者負担となっております。

※ 予防接種・定期健診（保健所にて）を受けられた時は、園にお知らせ下さい。

- ② 園にて毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果につきましては、園にて記録し、出席カレンダーにも記載します。

(3) 感染症対応

- ① 当園は集団保育です。他のお子様に感染する可能性がある場合は、ご連絡の上お休み下さい。（例：風邪・トビヒ・結膜炎・感染症・伝染病など）
- ② 感染症や法定伝染病にかかれた場合は、すぐに園までお知らせ下さい。
- ③ 医師の登園許可が出るまではお休みし、再登園される場合は医師に記入してもらう意見書など診断書を必ず提出して下さい。（詳しくは、P18～P19をご覧ください）
- ④ トビヒは感染症です。蚊・虫などに刺された後、掻きすぎると膿が出てトビヒになります。病院での処置を受けて下さい。

3、登園・降園（お迎え）について

（1）登園

- ① 登園時間を『登園・降園時間記入表』に必ず保護者様にご記入ください。
- ② 少しでもお子様の体調で気になることなどがあるときは、連絡帳にご記入頂き、口頭でも登園時保育スタッフにお伝えください。

（2）降園（お迎え）

- ① お迎えの際は保育室ルーム前でお待ち頂き、保育ルーム内にはお入り頂かないようにお願いします。子ども達は皆お迎えを待っている中、自分のお迎えかと勘違いをして泣き出してしまう事があります。お子様の身支度はスタッフが致しますので、どうぞお任せ下さい。
尚、お子様の様子をご覧になりたい場合は、ホールの窓からご覧頂くか、スタッフまでお声掛けのうえご入室下さい。（当日の園児状況によってはお断りさせて頂く場合もありますが、保育の安定を図る為、何卒ご理解のほどお願い申し上げます）
- ② お迎え時間は営業時間内であれば何時でも結構ですが、ご予定お迎え時間を過ぎる場合には必ずご連絡をお願いします。
- ③ お迎えは、ご登録の方以外へのお引き渡しは出来ません。万一、代理の方がお迎えに来られる際は、必ず保護者からご連絡を頂きます事と、お迎えの方には身分証明書をご提示頂きますのでご了承下さい。

4. 衛生管理

お子様が常に健康に生活できるよう環境を整えてお預かりします。
衛生管理面において以下についてご協力お願い申し上げます。

（1）持込食器類の衛生管理

- ① 哺乳瓶は園でお預かりして、毎回消毒を行います。
- ② 哺乳瓶などの持ち込みものは、耐熱素材のものををお持ち下さい。
- ③ 哺乳瓶は割れると危険なため、プラスチック製のものをご準備ください。

（2）うつぶせ寝について

- ① 園ではお子様の安全確保のため「仰向け寝」を基本とします。

（3）けが・病気に対する対応

- ① 園で万が一お子様がけがをした場合、お子様に病気の症状など体調の変化が見られた場合は、保護者に連絡し必要な救急処置を行います。

5. お持物について

(1) 名前の記入

- ① 全ての持ち物には、分かりやすい場所に必ず油性マジック・アイロンプリント・刺繍等でお名前をご記入下さい。
- ② 名前未記入の持ち物、持ち込み禁止物の紛失、破損に関しては一切の責任を負いかねます。
- ③ お迎えの際には、必ずお忘れ物や荷物の入れ違いが無いかをご確認下さい。お忘れ物の郵送は出来ません。

【名前の記入場所について】

タオル・ガーゼ・エプロン	隅の方の分かりやすい場所に油性マジック・アイロンプリント・刺繍等で記入
衣類（着て来た洋服・着替・靴下・パジャマなど）	裏・襟のタグ部に油性マジック・アイロンプリント・刺繍等で記入
靴・長靴	かかと部分に油性マジックで記入
・哺乳瓶（乳首・キャップ） ・マグマグ ・歯ブラシ ・歯磨きコップ ・ミルカー	油性マジックで記入し、上からセロハンテープを貼る。
薬	【薬のルール】参照
雑貨 （帽子・マフラー・手袋・レインコート・コート等）	油性マジック・アイロンプリント・刺繍等で分かりやすい場所に記入
園帽子	帽子の裏面の、右サイドに油性マジック・アイロンプリント・刺繍等で記入
おしりふき	パックの上部に油性マジックで記入
紙おむつ	おむつパックの側面に大きく油性マジックで記入。 <u>おむつパックは開封しないで、お持ちください。</u> （おむつ一枚一枚への名前はこちらで記入します）

(2) 持ち込み禁止物

- ① 保育に必要な物（お金・お菓子・玩具・本など）は持たせないで下さい。
保育施設に入る前に必ず保護者をご確認下さい。
 - ② アクセサリー類や時計、ピンなどは危険ですので外して下さい。
髪ゴムなども同様に飾りのついたものは危険になりますので、飾りの一切ついていないものをお願いいたします。
- ※ 万が一、保育室に持ち込み禁止物を持ち込んだ場合は、見つけ次第保育士が降園（お迎え）までお預かりいたします。しかし、保育士が気づかず、紛失や破損した場合は、弁償等しかねますので、ご了承ください。

(3) 契約時の配布物

- ① 入園のご案内（本紙）
- ② 児童表
- ③ 重要に関する誓約書（コピー）
- ④ 保険に関する同意書（コピー）
- ⑤ 意見書・登園届
- ⑥ 園における食物アレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）
- ⑦ 離乳食食材表（離乳食の子のみ）
- ⑧ 連絡帳
- ⑨ 出席ノート（シール帳）
- ⑩ 園帽子

(4) 毎月の配布物

- ① 給食・おやつの献立
- ② 今月のおたより
※子育て・育児情報・給食だより
- ③ 今月のカリキュラム

(5) 毎日のお持ち物

- ① 着替え（上下・肌着・靴下） 2セット
- ② スタイ 5～6枚 ※必要なお子様のみ
- ③ ガーゼ 5～6枚 ※必要なお子様のみ
- ④ 出席ノート（シール帳）
- ⑤ 連絡帳 ※ 毎日ご記入・ご確認をお願いいたします。

(6) 園でお預かりするもの（入園時に持ってくるもの）

※ 必ず名前をすべて記入してください。

コップ	1 個	使いやすいものをお願いします。
歯ブラシ	1 本	年齢に合わせて準備して頂きます。
哺乳瓶	2 本	園で保管をさせていただきます。毎回消毒させていただきますので、耐熱性のものをお願いします。 割れると危険なため、プラスチック製のものをお願いします。
食事用エプロン	2～3 枚	お子様の年齢に応じて準備をお願いします。
紙おむつ	1 袋	補充をお願いするときはご連絡させていただきます。 <u>※当園では紙おむつのみ対応しております。</u>
おしり拭き	1 個	補充をお願いするときはご連絡させていただきます。 個人で使用するものになります
箱ティッシュ	1 箱	園で共有させていただきます。 名前は記入せずにお持ちください。
バスタオル	1 枚	夏場、午睡時に使います。時期になりましたらお声かけします。
ビニール	1 パック	汚れものを入れる袋に使用します
タオル	1～2 枚	沐浴・水遊びの時に使います。

6. アレルギーについて

- ① アレルギーのあるお子様が少しでも過ごしやすい、楽しい保育園生活を送れるようにできる限りのアレルギー対応ができるようにしております。しかし当園で対応できないアレルギーもございますので、少しでもアレルギー反応等がある場合は気軽にご相談ください。
- ② アレルギー除去対応が必要なお子様は、『園における食物アレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）』をご提出ください。
- ③ 『園における食物アレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）』をご提出頂き、保護者様と給食委託業者の担当者と保育責任者の3者で面談を行い、給食のアレルギー除去食のご提供をさせていただきます。面談は30分程度になります。
面談の完了後に、給食の除去食のご提供はできませんので、ご協力をお願いいたします。
- ④ 医師よりアレルギー解除の診断が出ましたら、すぐに園にご連絡ください。
アレルギー解除の申請書をご記入頂いた上で、普通食をご提供させていただきます。

7. 薬について

(1) 注意事項

- ① スタッフは、医師や看護師ではありません。また看護師が常駐している日もありますが、必ずしも常駐していない日もあります。法律上の問題から医師より薬の内容・指示を受けた保護者の方より書面と口頭で伝えて頂かないと与薬出来ません。
(看護師が常駐している場合も同じです。)
- ② 当園では、保護者のご希望によって薬の与薬をしている場合もあります。但し、薬の準備は下記の太枠内、お薬のルール①～⑦を必ず守って下さい。
※場合によってはお断りする場合がありますので、ご了承下さい。
- ③ 集団保育の中での与薬になります。与薬対象児や分量、与薬時間等に違いが起こらない様に、またスタッフの手間がかからない様に、お客様の責任を持って薬の準備・指示をお願いします。
- ④ 何の薬を飲ませるのか、薬の内容・飲ませ方・時間を「与薬依頼連絡票」にご記入の上、薬と一緒にスタッフに直接お渡し頂き、ご指示下さい。尚、与薬が続く場合、ご面倒でも必ず毎回同様にご指示下さい。
- ⑤ 薬によっては1日2回の調剤に出来る場合もありますので、病院で一度相談下さい。

(例：1日3回 朝・昼・夜の調剤 ⇒ 1日2回 朝・夜の調剤)

お薬のルール

- ① 薬がある日は必ず薬がある旨を口頭で登園時に保育スタッフにお伝えのうえ、「与薬依頼連絡票」に詳しく内容（時間・量）をご記入下さい。
※内容記入がない場合やお電話での指示は、薬事法違反となり与薬できません。
- ② 薬は1日分だけお持ちください。まとめてのお預かり、余分な薬のお預かりは出来ません。
- ③ 粉薬は毎回1包ずつに名前と時間を必ずご記入下さい。
(例：〇〇(名前) 昼食後)
- ④ 水薬は1回分ずつ別々の容器に分けて名前をご記入下さい。
- ⑤ 外用薬は塗薬の容器もしくは外用薬袋(病院のもの)に入れて下さい。
- ⑥ 毎日同じ内容でも、必ず上記の方法で毎回ご準備頂き、「与薬依頼連絡票」をもってご指示下さい。
- ⑦ 市販薬、頓服、座薬はご指示があっても与薬は出来ません。

○ 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	登園のめやす
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること (乳幼児にあっては、3日経過していること)
風しん	7 日後くらい発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失している こと
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了して いること
腸管出血性大腸菌感染症 (O15,O26,O111 等)	医師により感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

○ 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状 ^{ほう} 疱疹しん	全てのの発しんが ^か 痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ お子様の体調が優れない場合や発熱など、小さな変化でも保育園にご連絡頂き、ご相談下さい。

※ 意見書や登園届の件でご不明な点等がありましたら、何でもご質問ください。